

○芦屋市社会福祉審議会部会運営要領（案）

（趣旨）

第1条 芦屋市社会福祉審議会規則（平成18年4月1日芦屋市規則48号）第4条の規定に基づき設置された部会の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（検討チーム）

第2条 部会は、地域福祉計画策定に至るまでの素案の立案，調査，研究及び調整を行うため、関係者を招集し、検討チームを組織することができる。

2 検討チームの構成員は、部会の委員のうちから指名された者をもってこれに充てる。また、部会長は、必要があると認めるときは、部会の委員以外の者を検討チームの構成員として指名することができる。

3 検討チームの庶務は、地域福祉を所管する課において行う。

（補則）

第3条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

附 則

この要領は、令和2年 月 日から施行する。